

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和8年4月2日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和8年4月2日（木）午後2時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課 竹内課長、河野主事

3 件名

令和7年度に策定完了した個別計画について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

男女共同参画について計画事業数の数は前回と比較して減っている理由は。
→進行管理の関係で減らしているが、事業自体を廃止しているわけではない。

（指示事項）

- ・パブリックコメント、ワークショップ等でいただいた意見について、計画の反映の他、広く丁寧に周知を図ること。
- ・計画策定時の委託については、今後もより委託内容（役割分担）を整理した上で計画策定にあたること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

4月第1回戦略会議報告の令和7年度に策定完了した計画

項番	計画名	策定の目的	計画の位置づけ	計画期間	担当課	法定事項であるかないか	補助採択の計画かどうか
						(ある場合根拠法令)	(計画策定により補助金等の交付がある場合は名称)
1	白井市公共施設等総合管理計画	施設の適正な管理を推進し、公共施設等の維持更新費用を縮減・平準化した上で、長期的な視点に立った老朽化対策を計画的に進め、さらに将来の利用需要を踏まえた適切な維持管理を実現することを目的として策定する。	本市の全ての公共施設等を対象とし、長期的な視点に立った「総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」となるもので、公共施設等に関する個別の施設計画については、本計画に即して、策定や更新を行う。	H29年度～R38年度	公共施設マネジメント課	独自	なし
						なし	なし
2	白井市地域防災計画	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、白井市防災会議が定める計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の一連の防災活動について定め、市民の生命、身体及び財産を白井市の地域に係る災害から保護することを目的としたもの。 災害対策基本法第42条において「毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」とされているため、修正の必要の有無について検討したうえで、必要な場合には修正を行う。	市総合計画を踏まえて市民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災対策全体の方向性について体系的に示したものの。	R8年度～	危機管理課	法務	なし
						災害対策基本法	なし
3	白井市業務継続計画(災害編)	災害時に利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度が高い通常業務を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分等について必要措置を講じることにより、大規模災害時においても円滑に業務を遂行し、行政機能が早期復旧するための事前対策として策定したものの。 白井市地域防災計画の修正に伴い、本計画も見直し・修正を行う。	白井市地域防災計画の下位計画として位置づけ、災害時に人員等の資源が制約された状況下における非常時優先業務を定めるもの。	R8年度～	危機管理課	独自	なし
						なし	なし
4	白井市国土強靱化地域計画	国土強靱化の施策を総合かつ計画的に推進することを目的として策定したものの。 現計画の計画期間を総合計画と合わせ、令和7年度で終了となるため更新する。	これまで取り組んできている防災・減災対策の取組を踏まえ、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図るとともに、国・県民間事業者など関係者相互の連携のもと、強靱な地域づくりを総合的、計画的に推進するため、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもの。	R8年度～	危機管理課	法務	あり
				R12年度		強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	地域未来交付金
5	白井市避難行動要支援者避難支援プラン	災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため策定したものの。 個別避難計画作成に向け、避難行動要支援者の要件の見直し等を行う。	白井市地域防災計画の下位計画として位置づけ、白井市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものの。	計画修正完了後～	危機管理課	独自	なし
						なし	なし
6	白井市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略	本格的な人口減少・少子高齢化、それに伴う経済縮小に対応し、人口減少の緩和や経済の活性化を図るための市の取組の方向性を定める。	国・県の策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を動機としながら、白井市の特性を活かした「まち・ひと・しごと創生(デジタル田園都市国家構想)」に關連施策の方向性を示すもの。	R8年度～	企画政策課	法務	あり
				R12年度		まち・ひと・しごと創生法	地域未来交付金
7	白井市男女共同参画計画	全ての人が性別にとらわれず、それぞれの意思と能力に応じて多様な生き方・働き方ができる社会、自分自身の自分らしさを肯定でき、かつ、他者の自分らしさを尊重できる社会の実現を目指し、男女共同参画社会基本法第14条第3項等に基づき、「白井市男女共同参画計画」を策定する。	市の最上位計画である。「白井市総合計画」の将来像を男女共同参画の視点から実現する個別計画として位置付ける。	R8年度～	市民活動支援課	法務	なし
				R17年度		・男女共同参画社会基本法 ・女性活躍推進法 ・DV防止法 ・困難女性支援法	なし
8	白井市地域公共交通計画	市内における限られた交通資源の効率化を図り、関係者との役割分担と協力のもと、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、地域公共交通の活性化を推進するため計画を策定する。	白井市の最上位計画である「白井市総合計画」及び都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」に基づくものであり、白井市の公共交通に関する方針を明らかにし、将来に渡り持続可能な公共交通ネットワークを形成するための方向性を示すものとして位置づけるもの。 また、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく法定計画となっている。	R8年度～	都市計画課	法務	あり
				R12年度		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	令和8年度「交通空白」解消等「デザイン」全面展開プロジェクト(「交通空白」解消タイプ)
9	白井市都市公園長寿命化計画	子どもや障がい者、高齢者をはじめ、すべての利用者が安全に安心して利用できる環境を整備するため、市内に設置している都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新にかかるコストの削減や平準化を図る観点から、公園施設の健全度調査を行い、調査結果に基づき、都市公園長寿命化計画の見直しを行う。	白井市公共施設等総合管理計画で位置づけられた公園を対象とした、個別施設計画に該当する。	R8年度～	都市計画課	独自	あり
				R17年度		なし	社会資本整備総合交付金
10	白井市水道事業経営戦略	平成29年3月策定、令和3年3月に改定を行った白井市水道事業経営戦略について、物価高騰などによる社会情勢の変化、第1次拡張事業の完了、アセットマネジメント計画等を踏まえ見直しが必要ことから改定する。	水道事業において策定してきた各種計画を踏まえて、今後の経営方針と具体的な取組を示すものであり、水道事業経営の指針となるもの。	R8年度～	上下水道課	独自	なし
				R17年度		なし	なし
11	白井市下水道事業経営戦略	令和3年3月に策定した白井市下水道事業経営戦略について、物価高騰などによる社会情勢の変化や下水道ストックマネジメント計画等を踏まえ見直しが必要ことから改定する。	下水道事業において策定してきた各種計画を踏まえて、今後の経営方針と具体的な取組を示すものであり、下水道事業経営の指針となるもの。	R8年度～	上下水道課	独自	あり
				R17年度		なし	防災・安全交付金
12	白井市下水道ストックマネジメント計画(第2期)	下水道施設の老朽化に伴い改築・更新需要の増加が見込まれる中、限られた財源の中で、適正かつ効率的に維持管理するため、第2期ストックマネジメント計画を策定する。	下水道施設を適正かつ効率的に維持管理するため改築・更新の計画を策定するもの。	R8年度～	上下水道課	独自	あり
				R12年度		なし	防災・安全交付金
13	第2次白井市教育振興基本計画	「教育基本法第17条第2項の規定である「地域の実情にふさわしい、当該地方公共団体における教育の振興のための施策」に関する基本的な計画」にあたるもので、今後5年間で進める白井の教育の方針や施策、取組を定める。	国・県の教育振興基本計画を参照し、市の最上位計画「白井市第6次総合計画」及び市長が定める「白井市第3次教育大綱」の実現に向けて本市における目指すべき姿と進むべき方向性を定めるもの。	R8年度～	教育総務課	法務	なし
				R12年度		教育基本法	なし

白井市公共施設等総合管理計画（改定）概要

1. 計画概要・改定の目的

- ①計画趣旨：公共施設等のさまざまな課題に対処するため、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示すもの
- ②計画期間：平成29年から令和38年までの40年間
- ③対象：本市が所有する全ての建築系公共施設、インフラ系公共施設及び土地
- ④経緯：平成29年3月策定、令和4年3月一部改訂
- ⑤今回の改定の目的：
 - 策定当時と比べて公共施設の老朽化や経常的支出の増加、更新費用の増加、人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化が進行しているため、策定から10年目の計画の見直しを行うとともに、計画の推進に向けたより実効性のある取組体制を整備するため改定を行うもの。

2. 改定の方針

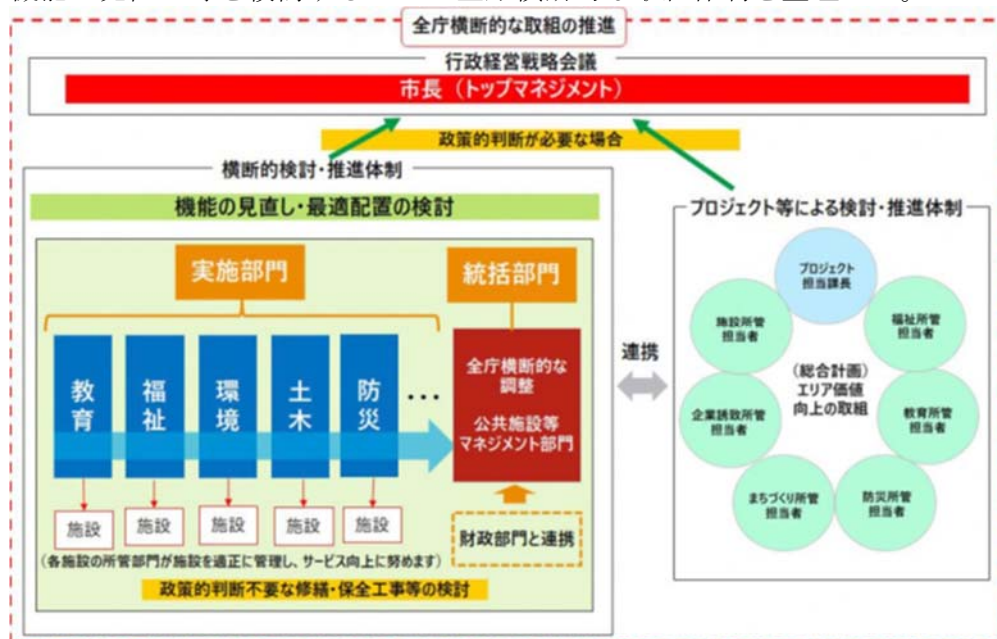
- ①最適配置の推進と財政負担の軽減・平準化
- ②実効性のある取組体制の構築

3. 改定後の計画における改定前の計画からの主な変更点について

①公共施設等マネジメント目標の再設定

	改定後	改定前
目標 その1	時代の変化に合った公共施設の最適配置	将来の更新に対する計画的な取組
目標 その2	将来の更新に対する計画的な取組	有効活用の視点に基づく維持管理の推進
目標 その3	官民連携手法を活用した地域活性化	官民連携手法の積極的な活用

- ②更新費用の推計をした結果、長寿命化対策だけでは、現在の規模で維持した場合、大幅な不足額が生じる見込みとなったため、数値目標ではなく、不足額を解消するために取組について記載することとした。
- ③公共施設の最適配置基本方針を策定し、計画の中に位置づけた。
- ④施設の機能の見直し等を検討するための全庁横断的な取組体制を整理した。



白井市地域防災計画（修正）概要

【修正の目的】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村は地域に係る防災に関する計画を作成する責務があり、白井市防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされていることから、前回修正後からの環境の変化を踏まえ、見直しを行うもの。

【修正の基本的な考え方】

- 1 地域防災計画の見直しの検討は、災害対策基本法に基づき、環境の変化等を踏まえ、毎年行う。
- 2 地域防災計画は、国及び県の計画と一体をなすものであり、相互が有機的に作用してはじめて防災行政が効果的に推進されるため、上位計画に抵触しないよう整合を図る。
- 3 近年に発生している災害等の最新情報を収集し、実効性のある計画に整えていく。

【主な修正内容】

- 1 県からの情報提供による修正
県に報告した令和6年度修正に対して、県から意見（助言・勧告）はなかったが、次回修正の際に留意すべき内容の情報提供を受けているため、反映させるもの。（県庁内関係部署からの意見、気象情報発表基準等の追記、関係機関の連絡先等）
- 2 市独自の要因による修正
令和6年度に修正しきれなかった課題等について、修正を行うもの。（災害対策本部体制、各部各班の事務分掌、遺体検案所、土砂災害警戒区域等）
- 3 その他
法令等の改正に伴う対応、協定名称の変更、誤字脱字等の修正

【計画期間】

期間の定めは無く、災害対策基本法に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う必要がある。

白井市業務継続計画（災害編）の見直し概要

【見直しの目的】

本計画は、災害時に利用できる資源に制約がある状況下において、優先すべき応急業務や、業務継続の優先度が高い通常業務を特定し、大規模災害時にあっても円滑に業務を遂行し、行政機能の早期復旧を図るための事前対策として策定したものである。

同計画は、平成30年度の策定以降、見直しが行われていないことから、令和6年度に修正を行った「白井市地域防災計画」で定める事項や、現行の行政組織体制、その他関連施策等との整合を図るため、見直しを行う。

また、本市において、自力による業務継続が難しい場合における他自治体・民間企業・関係機関等からの応援を受け入れるための「受援計画」を策定していないことから、同計画の見直しと合わせ、受援に関する事項を新たに位置づける。

【見直しの基本的な考え方】

- 1 平成30年度の策定以降、見直しが行われていないことから、令和6年度に修正を行った「白井市地域防災計画」や、現行の行政組織体制、その他関連施策等との整合を図る。
- 2 各課が所管する優先すべき応急業務及び優先度が高い通常業務の優先順位について、現状の考え方に合わせて修正する。
- 3 災害時の受援に関する体制、対象となる業務、費用負担等の考え方等について整理し、新たに本計画に含める。

【主な修正内容】

- 1 白井市地域防災計画等との整合
令和6年度に修正を行った白井市地域防災計画や、現行の行政組織体制、その他関連施策等との整合を図るもの。
- 2 非常時優先業務の整理
各課が所管する優先すべき応急業務及び優先度が高い通常業務の優先順位について、現状の考え方に合わせて修正するもの。
- 3 災害時の受援に関する項目の追加
災害時の受援に関する体制、対象となる業務、費用負担の考え方等について整理し、新たに本計画に含めるもの。

【計画期間】

期間の定めは無く、常設の計画であることを踏まえ、随時見直しを行う必要がある。

白井市国土強靱化地域計画の見直し概要

【見直しの目的】

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき令和3年3月に策定した計画であり、国が定める国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）及び千葉県国土強靱化地域計画との調和を図ることとして策定している。

同計画は、基本計画編とアクションプラン編（令和3年度～令和7年度）があり、計画期間の終了に伴い、国の基本計画並びに白井市第6次総合計画及び都市マスタープランとの整合を図るため、見直しを行うものである。

【見直しの基本的な考え方】

次の2点を基本的な考え方として見直しを行うものとする。

なお、本計画での脆弱性の評価に係る想定地震については、今後の千葉県の防災アセスメント調査の実施を待ち、その結果に合わせて見直しを行うこととする。

- 1 国の基本計画の「事前に備える目標」が8区分から6区分に、また、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）が45項目から35項目にそれぞれ再編されたことから、市の基本計画についても国の区分変更に応じた見直しを行う。
- 2 令和8年度を初年度として策定・改定作業中の白井市第6次総合計画及び都市マスタープランとの整合を図る。

【主な修正内容】

- 1 国の基本計画にあわせた体系の整理
国の基本計画の「事前に備える目標」が8区分から6区分に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）が45項目から35項目にそれぞれ再編され、また、横断的分野についても5分野から6分野に変更されたことから、市の地域計画についても国の区分変更に応じた見直しを行うこととした。
- 2 計画の位置付けの見直し
国及び県の計画との調和を図るため、千葉県国土強靱化地域計画を参考に、市においても機能的な体系となるよう本計画を分野横断計画の位置付けに見直すこととした。
- 3 被害想定 of 地域防災計画との整合
本計画は、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを発災前から構築する国土強靱化であるのに対し、地域防災計画は、災害における予防、応急対策、災害復旧等の発災後も含めた一連の防災活動を定める計画であるため、両計画の被害想定に齟齬が生じないように、表記内容を見直すこととした。

【計画期間】

令和8年度～令和12年度（5年間）

白井市避難行動要支援者避難支援プラン（修正）の概要

【修正の目的及び基本的な考え方】

本計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に基づき策定したもの。

令和3年5月施行の法改正に伴い、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法を事前に決めておく個別避難計画の作成は、市町村の努力義務とされている。そのため、個別避難計画作成の推進に向け、優先度の高い人に対し、速やかに個別避難計画を作成することを目的に要件の見直し等が必要である。

今回の改定により、災害対策基本法第49条の10第1項「市町村長は要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。」の趣旨に基づき、対象者の明確化を図る。

【主な修正内容】

避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲

- ・名簿掲載対象者に「医療機器（人工呼吸器等）の電源喪失が命に関わる方」を明記するとともに、本人や家族のみでの避難が困難で第三者による避難支援が必要な人を対象とする旨を明記する。

【計画期間】

期間の定めは無く、常設の計画であることを踏まえ、随時見直しを行う必要がある。

【計画期間】

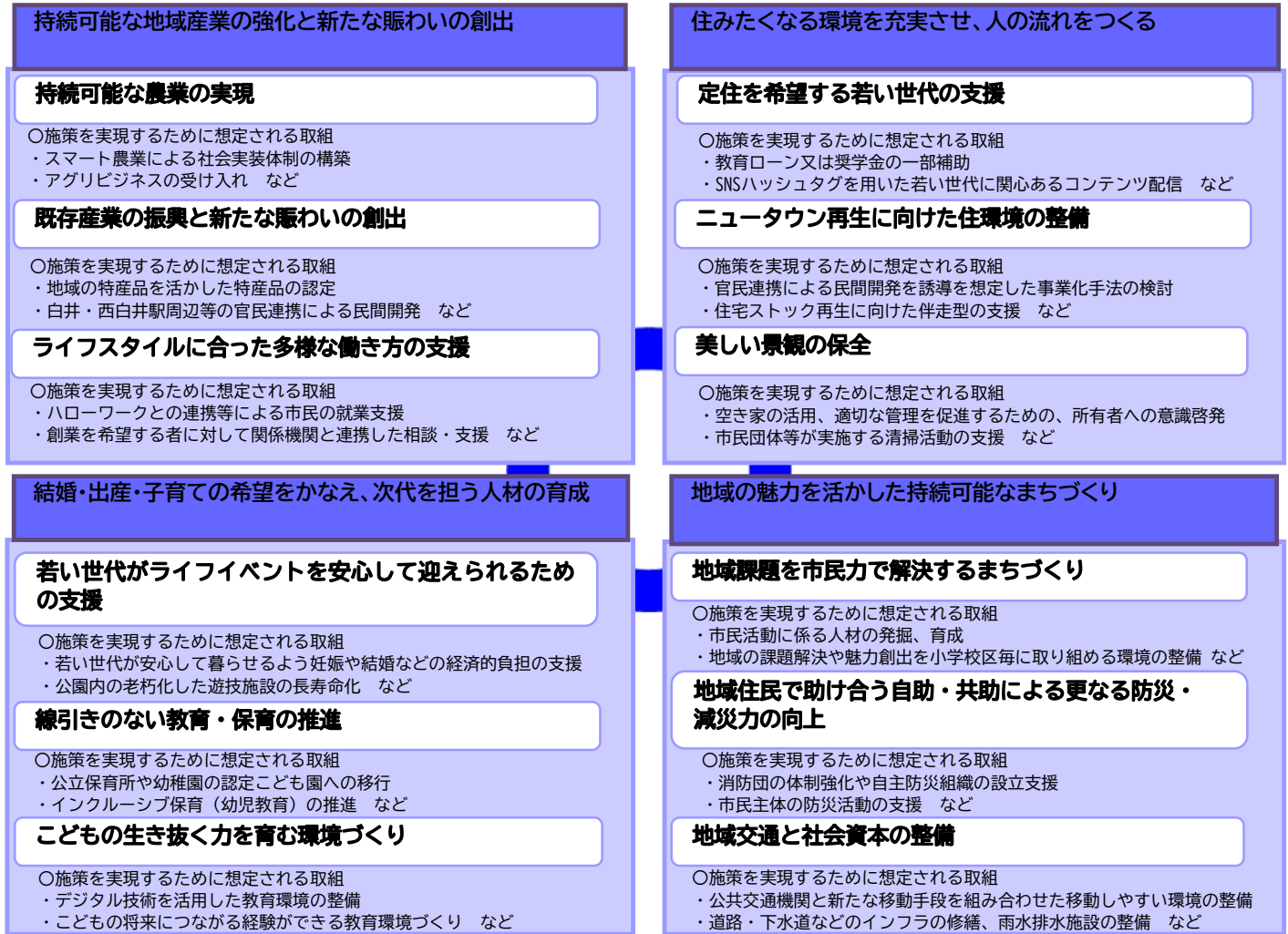
令和8年度～令和12年度(5年間)

【計画の位置付け】

総合戦略は、白井市の人口が令和2（2020）年から減少に転じ、令和17（2035）年には59,647人に見込まれる中で、人口60,000人の維持を目標に、将来にわたって活力あるまちを維持するため、国の総合戦略を勘案しながら、白井市の特性を活かした「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を示すものです。

【基本目標】

目指すべき方向と白井市の現状と特性に基づき、総合戦略の基本目標を次のとおり定めます。

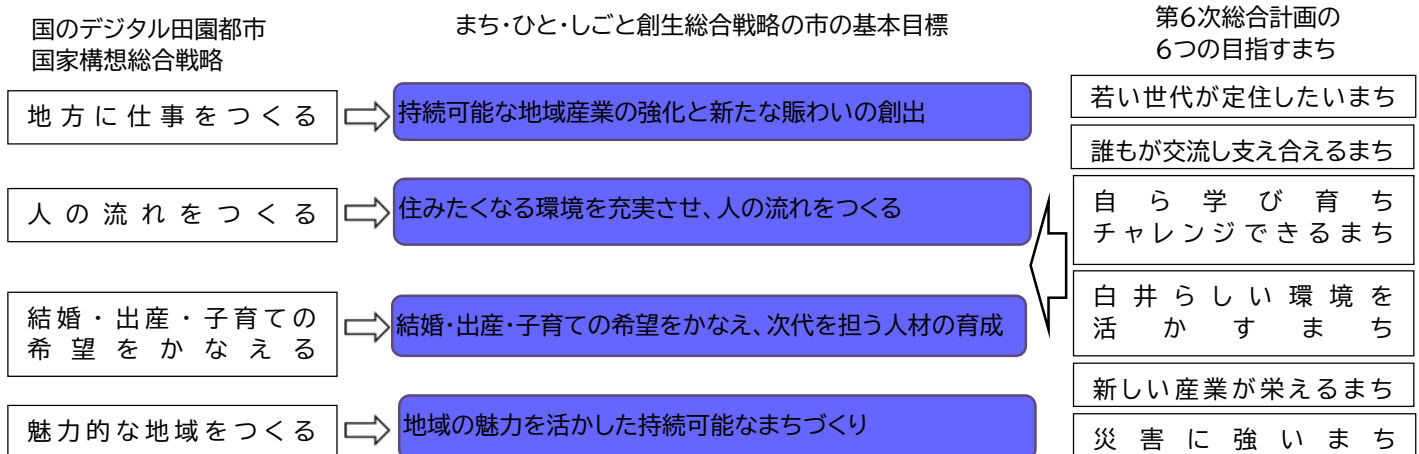


【第6次総合計画との関係】

令和8（2026）年度を始期とする第6次総合計画は、白井市の最上位の計画であり、総合戦略は第6次総合計画の下に位置付けられる分野横断的な個別計画です。

人口減少・少子高齢化が本格化する中で、白井市まち・ひと・しごと総合戦略は、第6次総合計画と整合したアクションプランとして、各政策分野の枠にとらわれず、特に重点的に取り組む施策を定め実行するものです。

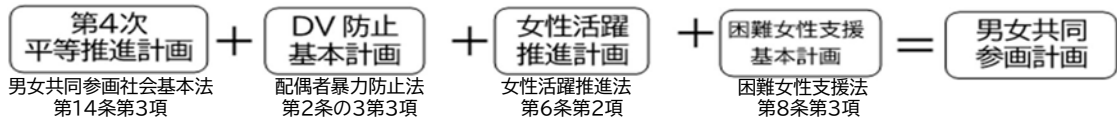
【国のデジタル田園都市国家構想総合戦略との関係】



白井市男女共同参画計画(2026～2035)の概要

1 計画の概要・位置付け

- ・ 市の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための第4次計画であって、白井市第6次総合計画における「分野横断」計画として位置付け
- ・ 以下の4つの法律に基づく市が定める計画(策定努力義務)を一体的に策定



- ・ 従来の計画の「男女平等」の視点に加え、「共同・参画」を重要視し、名称を男女平等推進行動計画から、男女共同参画計画に変更
- ・ 第3次計画の計画事業(133事業)のうち、特に関連性の高い事業を整理・集約し、第4次計画の計画事業として位置付け。なお、計画に位置付けしない事業は、市の総合計画をはじめとする関連計画事業として実施(廃止事業は、4事業のみ)

2 計画期間

- ・ 令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間
※計画の見直しは、中間年度及び適宜実施
- ・ 目指す姿及び基本計画の実現に向けて、計画期間を前期と後期に分けた各5か年の具体的な施策を推進するための実施内容及び実施時期を定めた実施計画を策定

3 目指す姿

「性別にとらわれず、誰もが尊重され、自己実現ができる白井市」

市に関わる全ての人が性別や年齢などにかかわらず、誰もがお互いの生き方を尊重し、自分らしく安心して暮らせる社会とそこに集う人々それぞれが、自分の夢や希望を自分なりに実現できるまちを目指すもの

4 基本目標

目指す姿を実現するため、以下の3つの目標を掲げ、27の事業を計画に位置付け

- 【基本目標1】 誰もがその人らしさを尊重できる環境づくり 9事業
- 【基本目標2】 性別にとらわれず活躍できる環境づくり 10事業
- 【基本目標3】 誰もが安心して暮らせる環境づくり 5事業
- 庁内における男女共同参画の推進 3事業

5 実施した市民参加

- ・ 審議会(白井市男女共同参画推進会議)
- ・ アンケート(一般市民調査2,000件、市内在勤者調査500件、中学生調査655件)
- ・ ワークショップ
- ・ パブリックコメント

6 現行計画からの主な変更点

	男女共同参画計画(新計画)	男女平等行動推進計画(旧計画)
計画名称	白井市男女共同参画計画	白井市男女平等推進行動計画
位置付け	困難女性支援基本計画を加えた4つの策定努力義務の計画を一体的に策定	3つの策定努力義務の計画を一体的に策定
計画事業数	26事業 ※廃止した事業は、4事業のみ	133事業
成果指標	8項目 ※実績が測れるもののみ限定	15項目
概要版	一般向けと子ども向けの2種類	なし

白井市地域公共交通計画の概要

【計画期間】

令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

【計画の位置付け】

- ・白井市第 6 次総合計画及び白井市都市マスタープランに基づく個別計画
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画

【基本理念】

「暮らしの安心を守り 人々の交流を広げていく 公共交通体系の再構築」

【公共交通の課題】

≪課題1≫高齢化の進展に伴う高齢者等の暮らしを支える移動手段の確保

- ✓ 本市の高齢化率は上昇傾向にあり、今後もさらに進行。自家用車を手放したり、運転免許証を返納しても、安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができる移動手段の確保が必要。
- ✓ 障がいのある人の就労や社会参加を促進する上でも、バリアフリー化や合理的配慮と合わせ、自家用車によらずに移動できる手段の確保が求められている。

≪課題2≫通勤・通学需要に対応した従業者や学生等の移動手段の確保

- ✓ 都心や成田空港等、市外への円滑な通勤・通学ルートを確保し、若い世代等に訴求する本市の魅力にしていく必要がある。
- ✓ 鉄道駅からは遠く離れている白井工業団地の競争力確保のため、自家用車だけに頼らない通勤手段を確保する必要がある。

≪課題3≫交通結節点の機能強化や、交通機関の長所を生かした組み合わせによる公共交通ネットワークの再構築

- ✓ 本市の玄関口であり、市内外を結ぶ主要な移動経路として利用される白井駅・西白井駅は、周辺に乗換時に立ち寄れる店舗等の集積が少ないなどの課題があり、駅前再整備と合わせて交通結節点としての機能強化が必要。
- ✓ 極端に利用が少ないバス便や停留所があるなど輸送力やサービスのあり方を再検討する余地が生じており、オンデマンド型等も視野に入れた各交通機関の相互連携により、利用しやすく効率的な市内公共交通の再構築が必要。

≪課題4≫持続可能な公共交通に向けた利用意識の醸成及び地域の活力を生かした新たな移動手段の導入検討

- ✓ 地域公共交通を真に持続可能なものとするため、利用意識の醸成（モビリティマネジメント）を図り、自家用車の利用を前提としたライフスタイルの緩和を目指すことが必要。
- ✓ ドライバー不足等により、交通事業者が提供するサービスのみでの地域公共交通維持は困難になっていく。地域住民によって構成される団体や車両を保有する事業所など、様々な主体の連携により、地域の実情に応じた新たな移動手段の検討が必要。

≪課題5≫移住定住促進や交流人口の拡大に向けた来訪者等の二次交通の整備

- ✓ 地域の活力を保持するための移住定住促進や交流人口の拡大に向けて、商用や観光等の目的で市内を訪れる人が、施設等による送迎がなくても鉄道駅から移動できる二次交通の確保が必要。
- ✓ 上記の二次交通の整備に当たっては、既存の交通機関のみならず、それらを補完し、市民も含めて気軽に利用できる移動手段の検討が必要。

【計画の基本的方針】

《基本方針1》誰もが目的に応じて便利に利用できる公共交通サービス網をつくる

高齢化の進展への対応、通勤・通学手段の確保、来訪者等の二次交通の確保等のため、交通機関の長所を生かした組み合わせにより、公共交通ネットワークを再構築。コミュニティバス路線を再編するとともに、公共交通空白地へのオンデマンド交通等の導入、民営バス路線網の維持、移動に支援が必要な人の外出支援の確保等を進める。

【主な達成指標】バス・オンデマンド交通の市民1人当たり利用回数・収支率、交通利便性への満足度

再編後の公共交通ネットワークのイメージ



《基本方針2》白井駅・西白井駅・市役所を交通結節点とし乗継機能の強化を図る

本市の主要な玄関口である白井駅・西白井駅や、主要な施設が集積し、コミュニティバスのターミナルでもある市役所を中心に、公共交通の乗継機能を高め、移動の利便性の向上を図る。待合環境や乗継案内の改善、シェアモビリティの導入等を通じて、公共交通と多様な移動手段の連携を促進し、交流人口の拡大に向けた来訪者等の二次交通確保も図っていく。併せて、駅周辺における拠点づくり事業と連携し、将来的な結節点機能の更なる強化に向けた検討を進める。

【主な達成指標】結節点となる駅・バス停の待合環境、乗継案内方法の改善数、乗継環境への満足度

《基本方針3》多様な主体の連携や協働により公共交通を補完する

今後の更なる高齢化の進行に伴い、近所への徒歩等による移動は単独でできるものの、自家用車や公共交通機関を利用した単独での外出が難しい人が増加することが見込まれる。このため、地域の住民や団体等が主体となって、その地域内のニーズに応じた移動手段を導入・運営する取組を支援すること等により、公共交通の補完を図る。また、輸送資源の効果的・効率的活用や担い手確保への協力等を通じて、きめ細やかで持続可能な移動環境の形成を図る。

【主な達成指標】地域住民が共助を目的に構成する団体等が主体となる移動手段の導入数

《基本方針4》公共交通を最大限活用し持続させるため利用増進を図る

公共交通を持続可能なものにしていくためには、更なる利用の拡大が必要。このため、乗り方教室や利用促進イベントの開催、観光・交流振興を兼ねた広報活動等を行い、公共交通の認知度向上を図る。また、利用拡大に加えて、サービスの向上等も視野に入れ、交通事業者との連携・協力を深める。

【主な達成指標】乗り方教室・行政講座・利用増進・沿線活性化等に向けたイベント開催数、PR 媒体数

白井市公園施設長寿命化計画(第2次)の概要

【計画改定の背景】

公園施設の維持管理を計画的に進めていくため、白井市公園施設長寿命化計画を令和3年3月に策定し、遊具を優先とした公園施設の寿命化対策(更新)を行ってきた。策定から5年が経過し、これまで実施した更新内容や最新の健全度調査結果等を踏まえ、公園施設長寿命化計画の改定を行った。

【計画改定の方針】

- ・更新費については、計画期間10年で概ね5億円、各年次額を概ね5千万円を目途に設定する。
- ・健全度調査及びその他点検結果等から健全度が顕著に低下しており、緊急性が高い施設より順次、更新や補修等の対応を行っていく方針とする。

【計画期間】

令和8年度(2026)から令和17年度(2035)(10年間)
 なお、国が示す指針案に準じて5年に1回計画を見直すこととし、次回見直し時期は、令和12年度(2030)の予定とする。

【計画対象公園】

- ・市が管理している公園緑地154公園のうち、施設の老朽化や住民要望等総合的に勘案し、早急な計画策定が必要な46公園を対象とする。

【計画対象公園施設】

- ・計画対象公園施設は、46公園の1,899施設を対象とする。

【計画策定の内容・結果】

1.健全度調査の実施

公園施設の劣化や損傷の状況を把握するため、健全度調査を実施した。
 調査対象施設は、計画対象公園施設のうち遊具146施設、四阿、トイレ、藤棚、運動施設等107施設の合計253施設とした。調査の結果、緊急な更新等の対策が必要なD判定施設は4施設、計画的な補修若しくは、更新検討の配慮を要するC判定施設は73施設、合わせて77施設となった。

2.長寿命化のための基本方針

本市が管理する公園施設のうち、長寿命化計画の対象となる公園施設について、公園利用者の安全性・利便性・快適性を確保しつつ、維持保全費の平準化と縮減を目的に、令和8年度から10年間で実施する補修、更新の方法及び実施時期を計画した。

3.年次計画の作成

(1)維持保全費の平準化の結果

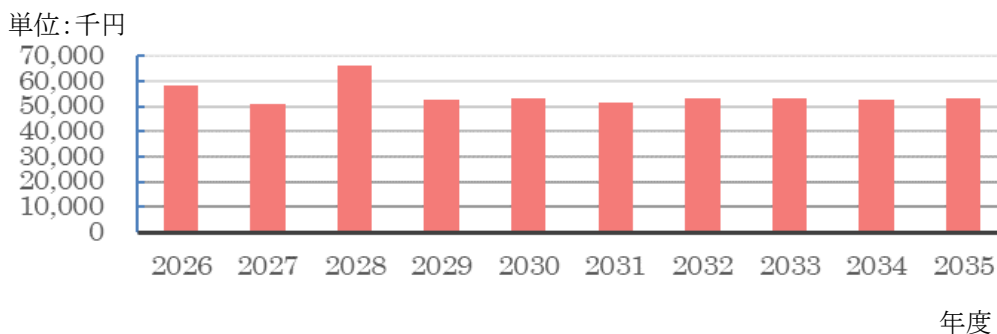
長寿命化計画の立案にあたっては、毎年の事業費総額が平準化するように検討した。なお、事業計画については、想定外の劣化・損傷の発生、まちづくり上緊急性の高い公園施設の更新などに対応するため固定計画とせず、毎年事業計画の実施状況を確認しながら効果的に運用していくものとする。

(2)10年間の事業規模表

10年間の事業規模の合計は、約5億4千万円となった。

年次	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	合計
更新事業費	58,200	51,000	66,000	52,600	52,900	51,700	53,100	53,200	52,400	52,900	544,000

10年間の年次額グラフ



ライフサイクルコスト縮減額の算出

計画対象施設のうち、長寿命化計画を実効的なものとするために実施する延命化対策の結果、対策を実施しない場合に比べ、年間約850万円程度の縮減効果が期待でき、計画期間10年間では概ね8,500万円程度となる。

【前回との変更点】

- ・前回の計画では、遊戯施設を優先していたが、大型遊具等の更新がある程度完了したことから、健全度が低下して緊急性が高い施設を優先して更新を行う計画とした。

白井市下水道事業経営戦略(改定)の概要

【経営戦略改定の背景と目的】

経営戦略の改定は、総務省が令和4年に示した通知に基づき、PDCAサイクルを通じて質を向上させるため、3年から5年ごとに見直しすることが重要とされています。また、近年の物価高騰や社会情勢の変化に対応し、現計画策定から5年目を迎えることから経営戦略を改定するもの。

この改定により、計画的かつ合理的な経営を進め、経営基盤と財政マネジメントの向上を図りつつ、下水道事業を安定的に継続することを目的としている。

なお、現経営戦略は上下水道事業として一体の計画としていたましたが上水道と下水道で直面している課題や施設更新等の状況が異なることから、それぞれの事業に応じた最適な経営戦略とするため上水道と下水道に分けて、それぞれで経営戦略を改定するもの。

【計画期間】

令和8年度から令和17年度(10年間)

【経営の基本方針と主な施策】

下水道事業の現状分析や将来の事業環境を踏まえ、将来にわたり下水道事業を安定的に継続する必要があります。そこで、基本方針として「強靱」「持続」「推進」の3つの柱を設定しました。

今後は、この3つの柱に基づき、下水道事業で進めるべき各項目に主要な施策を位置付け、計画的に取り組んでいきます。

基本方針	主要な施策	取組事項
1. 強靱 下水道施設の老朽化対策と更新及び災害への備え	①管路施設の最適化の推進	ストックマネジメント計画に基づく維持管理、改築及び更新
	②維持管理体制の確立	
	③効率的かつ効果的な施設の改築・更新	雨水整備の推進
	④災害への備え	
2. 持続 安定した下水道事業の運営及び経営基盤の維持	⑤人員配置及び執行体制の確保	組織体制の確保及び人材育成
	⑥職員の専門知識や技術の継承及び人材育成	
	⑦適正な下水道使用料の検討	下水道使用料改定に向けた検討
	⑧民間活力導入検討及び活用	業務効率化の推進
3. 推進 交付金等の財政支援を活用した効率的な事業の推進及び経費の削減	⑨国が推進する施策の検討	国が推進する施策の検討

【投資・財政計画】

(1)投資計画

将来の建設投資としては、雨水管渠整備費や流域下水道建設費負担金に加え、ストックマネジメント計画に基づく汚水施設の改築・更新事業があります。計画期間中の総費用は約26億2千万円と見込まれています。費用を平準化した場合でも、年間で約2億1千万円から約3億9千万円の支出が発生する見込みです。

(2)財政計画

経費回収率について逓減が見込まれるため、現状の水準(約100%)を維持できるよう、必要に応じて使用料の改定やさらなる経費削減を検討します。また、計画期間中、損益上は黒字(当年度純利益)が見込まれ、令和17年度末には約19億円の内部留保資金が確保される見込みのため、施設更新や整備に必要な自主財源として活用します。

(3)投資・財政計画の策定結果

収益的収入については、下水道使用料収入が今後やや減少する見込みである一方、雨水処理事業に係る他会計からの負担金が増加する見込みです。このため、収益全体としては、計画期間を通じておおむね横ばいから緩やかな減少が見込まれます。

【業務指標と取組項目(ロードマップ)】

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
業績指標	① 経費回収率	105.4%	→				100.0%	→				100.0%
	② 経常収支比率	104.6%	→				100.0%	→				100.0%
	③ 普及率	83.2%	→				83.2%	→				83.2%
	④ 水洗化率	99.3%	→				99.3%	→				99.3%
取組項目	① 経営戦略の改定				→	●				→	●	
	② 使用料改定の検討				→		●			→		
	③ その他収入確保等	→										
	④ 経費削減	→										

白井市下水道ストックマネジメント計画(第2期)の概要

【下水道ストックマネジメント計画(第2期)の目的】

持続可能な下水道事業の実現のため、下水道施設を対象とし、その状態を点検・調査等によって把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的に、計画年度を5カ年(計画年度:令和8年度から令和12年度)とする本計画を策定するもの。

【計画期間】

令和8年度から令和12年度(5年間)

【計画内容】

(1) 管路施設

・判定方法

管内カメラ調査結果について、管路スパン毎に腐食・たるみの2項目の進行状況をA～Cランクで判定し、かつ管1本毎に破損・クラック・侵入水等の状況をa～cランクで判定し、a～cランクの数量をもとに算出したスパン毎の不良発生率に応じてA～Cランクとする。スパン毎の腐食・たるみ・不良発生率の3項目におけるランクの合計数(例:Aランク2個以上で緊急度1)によって、緊急度を1～4の4区分で評価し、緊急度1～2の管渠を改築対象とした。

- ・全延長 16,201m
- ・調査対象 4,152m
- ・計画対象 1,643m
- ・事業費 476(百万円)

(2) ポンプ施設

・判定方法

ポンプ制御盤等の電気設備は時間計画保全とし、目標耐用年数(標準耐用年数×1.5～2.0)を計画期間中に経過する設備を更新対象とした。ポンプ本体等の機械設備は状態監視保全とし、調査結果について健全度判定を行い、健全度1～5の5区分のうち、健全度2以下となった設備を更新対象とした。

- ・全施設 22箇所
- ・調査対象 22箇所
- ・計画対象 10箇所(白井第3中継ポンプ場、名内MP場、七次橋MP場、百合ヶ丘MP場、神々廻第1MP場、神々廻第2MP場、白井木戸第1MP場、南園MP場、所沢橋MP場、平塚第1MP場)
- ・事業費 269(百万円)

第2次白井市教育振興基本計画の概要

【計画の趣旨】

本計画は、「教育基本法第17条第2項」（平成18年12月22日法律第120号）に定める「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」にあたるもので、国・県の「教育振興基本計画」等を参酌し、「白井市第3次教育大綱」の基本理念及び基本方針に基づき、今後5年間で進める白井市の教育の方針や施策、主な取り組みを定めています。

市の最上位計画である「第6次総合計画」と整合性を図り、教育分野（「①若い世代が定住したいまち③自ら学び育ちチャレンジできるまち」）の施策の実現に向け、市教育行政の進むべきこれからの取り組みと、指標を定め、目標達成のために必要な事業を策定した計画です。

【計画の期間】

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※「白井市第6次総合計画：前期基本計画」「白井市第3次教育大綱」の計画期間と同様

【計画の方針】

白井市第3次教育大綱で定める3つの柱を基本方針とし、方針毎に「目標」「施策」「主な取り組み」を定め事業を展開していきます。

方針（3つの柱）	目標（14）	施策（35）	事業（39）
【方針Ⅰ】学校教育 持続可能な社会の創り手の育成	9目標	23 施策	27 事業
【方針Ⅱ】家庭教育 保護者の家庭教育への支援	1目標	2施策	2事業
【方針Ⅲ】生涯学習 市民の生涯の学びへの応援	4目標	10 施策	10事業

【計画の進行管理】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で、上記【計画の方針】に掲げた各事業の進行管理を実施します。

【前回との変更点】

方針：白井市第2次教育大綱の4つの基本方針の内「社会教育」で掲げていた、市民の学びの拠点の取り組みを、第3次教育大綱では、「学校教育」と「生涯学習」に整理したため、今計画の基本方針は3つとなっております。

事業：白井市第6次総合計画と整合性を図り、効率的な運営となるよう、本計画では関連する事業を集約しました。

集約した事業は、学校教育分野の「学校施設教育環境向事業」「学校施設改修等事業」、生涯学習分野の「市民文化祭開催事業」「文化財保護・周知事業」等を集約し、1事業を廃止したことで前回の53事業から39事業となっております。